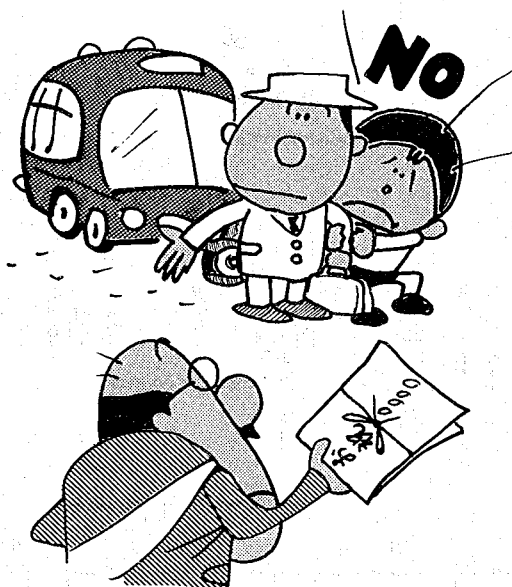


きつぱり NO! と言いましょう。



●日頃から心がけよう、きれいな選挙

政治家や候補者などが、選挙区内の人に寄付をすることは法律で禁止されています。また、私たちが権者も、寄付をねだると法律違反になります。

明るい選挙 ～三三三～運動の徹底から

明るい選挙は、

「贈らない」

「求めない」

「受け取らない」

の三三三運動の徹底からです。

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意志を有

する人は、身辺をきれいにしなければなりません。

選挙区内の人に寄付をすることは法律で禁止されています。いつ、いかなる場合でも、また選挙に関係あるなにかかわらず、名義がどのようになっているか、お祭りなどの寄付、お葬式の時の花輪や香典、お中元やお歳暮、開店祝いのお金や品物などを贈ることはできません。

このことは有権者にとっても同じです。寄付を受け取ったり、求めたりすることは選挙違反です。十分注意しましょう。

四月には統地方選挙、また六月中旬から遅くても七月初旬までには、参議院通常選挙が行われる予定です。明るくきれいな選挙の実現のために、日頃から、三三三運動を心がけましょう。

県議選ポスター——＊ 義務制公営 掲示場を設置

は、ポスターを貼ることができなくなりまし。当市における県議選公営ポスター掲示場の設置数は、二百二十五か所前後になる予定です。
なお市議選においては、昭和五十四年四月執行の選挙から、任意制公営ポスター掲示場が設置されています。

投票所を 一部変更

義務制ポスター掲示場制度の採用を内容とする新潟県条例が、昨年十二月に制定されました。このため、今年の四月十日に投票が予定されている新潟県議会議員一般選挙では、選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外に

次の投票区は、今春四月に行われる統一地方選挙から、投票所が表のように変わります。関係町内の有権者の方はご注意ください。

投票区	対象区域	投票所設置予定場所
第10	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落 開発センター
第12	川口、結、福島、田島、こがね町、荻島1～3丁目	結幼稚園遊戯室
第19	大鹿、堂島	大鹿集落 開発センター
第21	東島、西島	金津農業協同組合 東島出張所